

第3編 監査等の手続

第3章 監査等の着眼点

第5節 財政援助団体等監査の着眼点

着 眼 点	関係法令
<p>1 財政援助団体監査</p> <p>(1) 所管部局関係</p> <p>ア 補助金、交付金、負担金、貸付金、その他の財政的援助                      (以下「補助金等」という。)の決定は法令等に適合しているか。</p> <p>イ 補助金交付要綱等は適正に整備されているか。</p> <p>ウ 財政的援助が既得権益化しているものはないか、また、随時社会情勢に合わせて見直されているか。</p> <p>エ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。</p> <p>オ 補助金等に関する条件(貸付金については、利率、元利金の償還方法、額及びその時期等)の内容は明確か。また、貸付金の利率を著しく低率とし、又は無利息とした場合の理由は適正か。</p> <p>カ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。</p> <p>キ 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。また補助金等交付団体からさらに補助金等を受ける団体等についても同様の確認がなされているか。</p> <p>ク 損失補償及び債務保証を行っている場合、その内容、理由等は妥当か。</p> <p>ケ 精算報告書の内容は、必要に応じて領収書等証拠書類との突合を行うなど十分に確認がなされているか。</p> <p>コ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。</p> <p>サ 補助金等の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。</p> <p>シ 補助金等の必要性を見直す仕組みがあるか。</p> <p>ス 補助金等により購入された団体の資産の管理状況を適切に監督しているか。</p> <p>セ 補助金等の受領団体の事務が市内部で行われていないか。また、行われている場合、その内容や理由は妥当か。</p>	<p>法199⑦</p> <p>憲法89</p> <p>法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律3 法232の2</p> <p>法221②③</p> <p>法232の2</p> <p>法232の3</p> <p>法221②</p> <p>法221②③ 令152</p>

(2) 団体関係

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- オ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- カ 補助金等の執行に関し、内部統制は有効に機能しているか。
- キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還（貸付金については、元利金の償還）時期等は適切か。
- ク 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。
- ケ 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。
- コ 損失補償及び債務保証に係る借入金の返済状況は適切か。
- サ 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。

2 出資団体監査

(1) 所管部局関係

- ア 出資目的及び出資金額等は妥当か。
- イ 出資金等の支出手続は適正か。
- ウ 株式又は出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。
- エ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。
- オ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。
- カ 地方独立行政法人について、中期目標等による目標管理、中期計画及び各事業年度に係る業務の実績評価は適切に行われているか。
- キ 増・減資等はあるか。また、配当がある場合には、配当金は確実に収入されているか。
- ク 出資団体に派遣している職員があり、給与を負担している

法199⑦ 令140の7①②

地方独立行政法人法25、26、28、30

公益的法人等への一般職